

公益社団法人東京社会福祉士会

2026年度事業計画

I. 重点課題

我が国は、急速な人口減少と少子高齢化が進行する中、2040年を見据えた持続可能な地域社会の構築が求められている。厚生労働省においては、孤独・孤立対策や頼れる身寄りがない高齢者等への支援、地域での見守りやつながりの再構築など、包括的な支援体制づくりの下、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法改正も見据えた新たな施策の検討・推進を進めている。

こうした取り組みは、複合化・複雑化した生活課題に対応し、分野や制度の枠を超えた支援の連携、伴走支援やアウトリーチ支援の充実、地域住民や関係機関との協働による支え合いの仕組みづくりなど、多面的な対応を必要とするものである。その実効性を高めるためには、地域の課題を的確に把握し、個人と社会の両面に働きかけるソーシャルワーク機能の発揮が不可欠である。

本会は、ソーシャルワーク専門職の職能団体として、会員がそれぞれの実践領域で専門性を発揮し、地域における孤立防止や包摂的な支援体制の構築に寄与できるよう支援するとともに、各部門での事業や活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に貢献していくことを目指す。

なお、本会組織の重点課題3点は、我が国が目指す地域共生社会の実現に向けて本会として取り組むべき内容について、2024年度から2026年度までの中期的課題として設定している。2026年度は、その最終年度となるものであり、3年間の評価(効果)を念頭におきながら、取組を進めるものとする。

1 倫理綱領・行動規範の全会員の周知・理解の促進

ソーシャルワーク機能の活用が地域共生社会の実現のために不可欠と言われる今、会の職能団体としての社会的認知が進み、その活動への期待が一層高まっている。一方で、会員に対する厳しい意見や要望等も増加しており、それらの声を本会として真摯に受け止め、次の取組を進める。

- (1) 社会福祉士としての社会的責任を果たし、社会福祉の専門職として「どうあるべきか」「どのように行動すべきか」を常に考えることのできる「自己覚知」・「職業倫理」に則したソーシャルワーク実践力向上を図る。
- (2) 多職種連携及びチームアプローチの実践力向上を図る。
- (3) ハラスメント・契約不履行等の信用失墜行為や利益相反関係・利益供与等を行わない、4つの倫理基準の遵守及び適切な言動・行動・情報管理等のリテラシーの徹底を図る。

2 組織率の向上(入会促進)の推進

社会福祉士合格率上昇に左右されない組織率の維持・向上を目指し、全部門の協働により、次の取組を進める。

- (1) 全部門における「魅力ある会活動」に関する取組及び会員の活動参加率の向上を図る。
- (2) 入会促進本部と全部門との連携・協働による入会促進活動の実施を進める。
- (3) 組織率15%の実現 *【2025年12月末現在】4,576人/34,919人
(組織率参考値 13.10%)

3 地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対する、職能団体として担うべきメゾ・マクロの取組の推進

孤独・孤立の防止や頼れる身寄りがいない高齢者等の支援といった包括的支援体制整備について、自治体単位で顕在化する地域課題に取り組み、関係機関や地域住民との連携を図りながら、2040年を見据えた持続可能な地域づくりに資する次の取組を進める。

- (1) 東京都内の地域に密着したメゾレベルの取組の推進を図る。
- (2) 地区社会福祉士会(地区会)における地域のニーズに対応した活動のバックアップ及び協働を進める。
- (3) 各センター(委員会)における、地域課題に則した体制の構築及び事業の推進を図る。

II. 活動内容

1. 総会、理事会、業務執行理事会議、センター全体会議ほか

(1) 総会

定時総会を毎年6月末に開催し、理事及び監事の選任、貸借対照表・損益計算書の承認、定款・規則類の変更等を決議し、理事から本会の運営状況と事業概況を説明、報告する。

(2) 理事会

理事会は、臨時招集も含めて年間6～8回開催され、全理事と監事及び相談役の出席のもと、以下の職務を行う。

- ・本会の業務執行の決定
- ・理事の職務執行の監督
- ・会長、副会長及び業務執行理事、その他主要な職責者の選定及び解職

(3) 業務執行理事会議

本会の重要課題について理事会に向けた論点整理等の協議及び情報共有や運営状況の確認を行うため、業務執行理事会議を設置する。原則毎月1回、必要に応じて適宜開催する。

(4) センター全体会議

2か月に1回程度の頻度で、各センターの代表者、調査・研究センターに属する委員会の委員長、事業推進センターの事業部長及び会長、副会長、理事が出席し、運営に関する意見集約、各センター内の活動に関する情報共有、役員改選期の会員理事候補者の推薦を行う。

(5)選挙管理委員会

会員理事選挙に関する、以下の業務を行う。

- ・選挙の公示
- ・立候補の届出の受付及び審査
- ・投票用紙の作成、配布及び回収
- ・開票及び投票の有効無効の判定
- ・選挙結果の確定
- ・総会における報告
- ・その他

(6)倫理委員会

社会福祉士である会員の倫理及び専門性の向上に関する支援のため、本会の組織において独立した立場で活動を行う。本会の会員のほか、会員以外の委員により、必要に応じて、以下の事項について審議を行う。

- ・会員の倫理及び行動規範に関すること。
- ・会員の懲罰に関すること。
- ・会員に対する苦情申立てに関すること。
- ・会員の不服申立てに関すること。
- ・「倫理委員会規則」、「懲戒基準規則」及び「会員に対する苦情への対応及び会員に対する懲戒手続に関する規則」の改廃に関すること。

(7)個人情報保護管理委員会

個人情報保護管理委員会は、「個人情報保護管理規程」に基づき、適切な個人情報保護管理のための必要な指導、監督を行う。

2. 生涯研修センター

生涯研修センターは、基礎研修部会・独自研修部会・認証研修部会・スーパービジョン部会の4部会を設置し、生涯研修センター会議において、事業全体の進捗確認や各部門が企画する研修の承認、研修運営等における課題の検討等を行っている。事務局においては、会員の研修履歴の管理、研修オンラインシステムの運用管理、受講者募集及び提出物の管理、スーパービジョンのコーディネート関連業務等について、年間を通して行っている。会員の自己研鑽を支援するための生涯研修制度及び認定社会福祉士認証制度の普及啓発に関する事業を推進し、会員が倫理綱領・行動規範に基づいた最善の社会福祉実践が可能となるよう専門性の向上への支援に取り組む。

2026 年度 重点課題		1. 倫理綱領・行動規範を基盤に、会員(受講生)への倫理意識の醸成と理解の促進を図り、社会福祉士に求められる「自己覚知」と「職業倫理」を踏まえたソーシャルワーク実践力の向上を目指す研修の企画・運営に取り組む。
		2. 研修の企画・運営における循環型の仕組みの構築を推進し、センター及び部会の運営体制の強化、研修スタッフの人材育成と人員確保、ファシリテーターの質の向上を進める。
		3. 職能団体の研修形態に特化したオンラインシステム(manaable:マナブル)の活用による受講生の利便性の向上及び研修運営業務の省力化を図る。
事業実施計画	1. センター運営	(1)生涯研修センター会議の開催(毎月1回) (2)部会の円滑な運営(基礎研修部会、認証研修部会、独自研修部会、スーパービジョン部会)及び部会員に係る人材育成・人員確保
	2. 基礎研修部会	(1)基礎研修の企画・運営 ①基礎研修Ⅰ(年2日×2コース実施) ②基礎研修Ⅱ(年8日×2コース実施) ③基礎研修Ⅲ(年9日×2コース実施)
	3. 独自研修部会	(1)独自研修の企画・運営 ①ファシリテーター研修(3回) ②社会福祉士実習指導者講習会(2日)×1回 ③実習指導者フォローアップ研修(1日) ④倫理綱領・行動規範研修(2回)
	4. 認証研修部会	(1)認証研修の企画・運営 ①地域開発・福祉政策研修 ②認証研修の新規・更新手続き、実施報告

	5. スーパービジョン部 会	(1)研修の企画・運営 ①第 34 回スーパービジョン研修(10 回) ②実践スーパービジョン研修(8 回) ③実践グループスーパービジョン研修(仮称) (2)スーパーバイザー登録説明会及びスーパーバイ ザーサポート企画の実施 (3)スーパービジョンコーディネート (4)スーパービジョン体験会の実施 (5)実践研究発表の準備・実施
	6. 研修運営の体制強 化	(1) センター及び部会の運営体制の強化 ①研修スタッフの人材育成と人員確保、ファシリ テーターの質の向上に向けた育成、仕組みづく りの検討(ファシリテーター経験後▶スタッフ・ 講師) ②研修運営マニュアルのブラッシュアップ ③会員(受講生)の理解促進に向けた研修受講に 係る注意文書等の改善及び動画配信の充実
	7. 研修開催の支援	(1)研修開催の支援 センター・委員会が主催する研修のサポート (2)独自研修の承認と修了情報の管理 (3)研修開催に関する情報提供・調整
	8. 日本社会福祉士会 との連携	(1)全国生涯研修委員会議への出席 (2)日本社会福祉士会主催研修への受講者推薦 (3)認定社会福祉士の取得促進、取得者の活用 (4)実践研究の促進

3. 調査・研究センター

調査・研究センターは、多岐にわたる社会福祉の専門分野において、それらを専門的に調査研究する委員会の活動を支援し、社会福祉士の専門性向上に資すること、及び委員会の活動を広く周知し、ひいては社会福祉士資格の認知度地位向上に寄与することを目的とする。

2026 年度 重点課題		1.会活動の活性化
		2.委員会間の連携
		3.HPを活用した委員会の活動等の周知
事業 実施 計画	1. 連絡調整会議	・基本的には四半期に1回の定期開催 必要に応じて、臨時開催とする。 ・情報共有、検討、決議を行う。
	2. 研修等助成費	・各委員会活動への助成 ・企画の募集 ・予算執行後の報告とふりかえり
	3. 実践研究大会 実行委員会	・2026 年度実践研究大会の開催 日程:11/23(祝) 会場:戸山サンライズ テーマ:検討中
	4. HPその他の 活用	・HP等を活用した委員会広報活動の充実 ・HP等を活用した委員会主催イベントの周知

【権利擁護委員会】

2026 年度 重点課題		1.定例会における研究報告・発表
		2.権利擁護にかかる実践上の課題等の研究
		3.権利擁護支援の関係者とのネットワーク構築
事業実施計画	1. 定例会	回 数:年 6 回(2 か月に 1 回奇数月) 対 象:権利擁護委員会委員 約 50 名、それ以外の希望する者
	2. 研究会	回 数:年 1、2 回 参加者:社会福祉士、希望する一般市民
	3. 交流会	回 数: 年 1 回 参加者:社会福祉士、権利擁護トピックに関心をもつ者
	・権利擁護の課題のなかでも、現在、社会問題になっているものや、いままで社会福祉士会であまり取り上げていなかったテーマを積極的に研究していきたい。 ・2026 年度は、とくに虐待対応の課題、女性の権利、ハンセン病問題、性の多様性、排外主義、生活保護減額裁判、依存症などの諸問題を議論していきたい。 ・定例会は、基本的にオンライン開催とする。 ・定例会では、ゲストスピーカー等を招き、議論を実施する。ただし、年度当初の定例会(5 月)は、当該年度のテーマ設定、年度末の定例会(3 月)は総括を行う。 ・研究会、交流会は、対面・ハイブリッドでの開催とする。	

【子ども家庭支援委員会】

2026 年度 重点課題		1.子ども(こども)の声を聴いて届ける
		2.子ども(こども)に関する知見を広げて深める
		3.理論と実践の調和
事業実施計画	1. 定例会の開催	回数：年 12 回(毎月定期開催) 対象：子ども家庭支援委員会委員及び意見表明等 支援員登録者(各回 15 人程度)
	2. 子ども家庭分野の 研修会の開催	回数：年 1 回 対象：社会福祉士 約 50 人
	3. 学会参加の促進	委員会関係者の資質向上とソーシャルアクションを目標し、日本子ども虐待防止学会の学術大会をはじめとする関係学会への参加を促し奨励する。
	4. 子どもの意見表明 等支援事業(品川区 の委託事業)の実施	(1) 一時保護所訪問の継続実施(毎週) (2) 意見表明等支援員養成講座の開催 回数：年 1 回 対象：社会福祉士等 約 10 人 (3) フォローアップ研修の開催 回数：年 1 回 対象：意見表明等支援員 約 20 人
	5. 子どもアドボカシー に関する様々な取組 の展開	(1) 地方自治体から当会に子どもの権利擁護調査員等の推薦依頼があったときは、適任者を候補者として推薦する。 (2) 意見表明等支援事業に取り組む自治体、県士会、団体等と交流し、情報や意見の交換を進める。

【司法福祉委員会】

2026 年度 重点課題		1. 委員会活動と組織の整備
		2. 司法福祉研修の充実 - 基礎から専門まで
		3. 刑事司法への関与事業 「刑事司法ソーシャルワーカー」の体制整備
事業 実施 計画	1. 委員会活動(月例会 ／勉強会、幹事会の 開催)	回数:12 回(毎月定期開催) 対象:司法福祉委員会委員 約 400 名
	2. メーリングリストで の情報・意見の交換	メーリングリストでの情報・意見の交換
	3. 入門研修1 (基礎研修)の開催	回数:年1回 9 月 7 日 対象:社会福祉士(東京会員・他県会員他)100 名
	4. 公開講座の開催 (啓発市民講座)	回数:年1回 対象:社会福祉士、保護司、学生、一般市民他 150 人
	5. 刑事司法への関与 事業の実施／刑事司 法ソーシャルワーカー 養成講座開催	回数:年1回 対象:東京社会福祉士会会員 20 名
	6. 刑事司法への関与 事業の実施／名簿登 載・コーディネート・推 薦・リスク管理等	対象:刑事司法ソーシャルワーカー90 名
	7. 刑事司法への関与 事業の実施／継続 (スキルアップ)講座 の開催	回数:4 回 対象:東京社会福祉士会刑事司法ソーシャルワーカー 登録者 80 名
	8. 刑事司法への関与 事業の実施／判決後 支援事業	交通費:約 20 回 切手代(文通転送+身分証送料) 対象:東京社会福祉士会刑事司法ソーシャルワーカ ー登録者
	9. 見学会の実施	検討中

【就労支援委員会】

2026 年度 重点課題		1. 社会福祉士として就労支援の学びの場づくり
		2. 参加者の相互のサポート機能
		3. 委員会活動の周知のための発信
事業実施計画	1. ステップアップ講座 の開催	以下の目的で実施する。 ・就労支援に必要な知識とスキルの向上。 ・先進事例や実践者の話題から知見を広げ深める。 ・参加者でシェアし学び合いの機会とする。 回数：年 6 回(リアル・オンライン併用) 参加者：毎回 20 名程度 対象：就労支援委員会および関心のある方。 ※一般にも広く周知し、学びの場を提供する。参加者の交流とネットワークの機会としても位置付ける。 その他：東京社会福祉士会HP掲示板で告知する。
	2. 定例委員会の開催	参加者による情報交換・意見交換、グループスーパービジョンを行い、就労支援に関わる人の相互のサポートの場とする。また、ステップアップ講座の企画、委員会運営について話し合う。 回数：年 6 回(リアル・オンライン併用) 参加者：12 名程度 対象：就労支援委員会および関心のある方。 ※参加者の交流・ネットワークの機会としても位置付ける。 その他：東京社会福祉士会HP掲示板で告知する。

【電話相談事業研究開発委員会】

2026 年度 重点課題		1.電話相談員の質の向上と新規相談員の確保
		2.東京社会福祉士会会員などを対象に相談活動の研修
		3.相談事業やカンファレンスの報告
実施計画	1. 相談員の継続的な活動の保証、メンタルケアの必要性	相談員が安心して相談に取り組める体制と活動費の支給。相談を受ける際のクレーム対応などメンタルケアの必要性。2名体制をめざし、新規相談員の確保、SV の養成
	2. 委員会活動 (カンファレンス、ケース報告)	月に1回 Zoom または財団ビルの会議室にてカンファレンスをおこない、福祉やメンタルの弱さのあるケースの支援などの学習、相談内容への対応方法の検討、事務連絡など(年間11回、相談員 約30名)を実施
	3. 外部講師による勉強会	精神科医、訪問リハビリ、介護士、精神保健福祉士、弁護士など他業種による勉強会(年1回)
	4. オープン研修	相談員以外の東京社会福祉士会会員(東京、他県など)専門職など一般の方、福祉士をめざす学生を対象に、電話相談や福祉現場をテーマとする研修を集合型または Zoom にておこなう。 年1回 参加者100名
	5. 活動報告書の作成	年間おこなっている相談の内容について、東京社会福祉士会のホームページや紙媒体にて自治体広報または都民に、公開をおこなう
	6. 実践研究大会への参加(福祉士会)	安心電話の活動の内容を公開し、その意義を PR し、新たな相談員を募集する(11月)
	7. 一般情報誌への広報、地区会などへの参加	東京社会福祉士会や一般の方を対象に夜間安心電話の内容を PR。電話ならではの相談の傾聴、受容などの大切さを伝えて、高齢者やその家族の孤立、孤独に込えている内容を伝える

【地域包括ケア委員会】

2026 年度 重点課題		1. 定例委員会の開催
		2. ソーシャルワーク等に関する実務研修開催
		3. 社会福祉士会内の各委員会との連携、及び外部関係団体(行政、社協等)との連携・協働(研修、委員派遣、情報交換等)
事業実施計画	1. 定例委員会	・毎月第 4 水曜日夜間 ・年間12回開催予定(原則オンライン開催。臨時開催を必要に応じて検討)。※8月は集合での暑気払い、12月は集合での忘年会を予定。 ・所属委員による実践・研究報告、各委員の活動や各地域の情報交換等
	2. ソーシャルワーク実践等の実務研修の実施	内容:学識者、所属委員によるソーシャルワークや権利擁護の実践に関する研修会の実施 回数:1 回 参加予定人数:60人 その他:研修時に社会福祉士会への加入を促進
	3. 他委員会並びに外部関係団体(行政、社協等)との連携	・センター全体会議、調査研究センター会議、実践研究大会への参加等を通じ、委員会間の連携・協働を推進する。(随時) ・東京社会福祉士会に寄せられる研修講師等の派遣要請を検討、推薦するなど外部関係団体等との連携・協働を推進する。(随時)
	4. 各地域における地域包括ケアの推進	・委員会活動における相互交流、情報交換、研鑽を土台として、所属委員が活動、生活する各地域や場における地域包括ケアの推進・深化に寄与する。(随時)
	5. 倫理綱領・行動規範の再確認・普及	倫理綱領・行動規範の全委員への周知・理解の促進。

【障害者支援委員会】

2026 年度 重点課題		1. 新たなメンバーを確保し、委員会活動の安定と拡充を図る
		2. オープンな研修会を開催し、障害者支援の知識向上やネットワーク強化を図る。
		3. 勉強会等を通じ、メンバーの知識と実践力の向上を図り、委員会として課題に取り組む環境を整える
事業実施計画	1. 勉強会の開催	回数：月1回程度（原則、毎月第3火曜日） 内容：実践力強化のため、基礎から実践的・専門的なことをテーマを決め開催する。 対象：主に障害者支援委員会メンバー
	2. 研修会の開催 （障害者支援実践研究会；プラ研）	回数：年1～2回 内容：障害者の支援について関心の高い事項を、外部講師を招き研修を開催する。 対象：障害者支援委員会メンバー、社会福祉士、障害福祉に興味のある方。
	3. 幹事会の開催	回数：適宜 内容：研修会・勉強会の企画など 対象：障害者支援委員会幹事
	4. メーリングリストの活用	メーリングリストを活用した情報交換や意見交換を行う。
	5. 実践研究大会への参加	実践研究大会に委員会として参加する （内容については、幹事会・勉強会で検討）

【国際委員会】

2026 年度 重点課題		1. 外国人関係の公的機関訪問の実施
		2. 委員会メンバー間の情報共有
事業 実施 計画	1. 委員会活動	年に 3 回のオンライン会議、1 回の公的機関への訪問 参加者：国際委員会メンバー約 10 名
	2. メーリングリストでの 情報共有	メーリングリスト参加者 32 名 各参加者の活動領域での外国人関連の情報、研修 情報を共有する
	3. 外国人関係の公的 機関への訪問	過去に訪問した入管、FRESC といった公的機関の 訪問を実施
	4. 上記機関訪問時の 資料作成	訪問時に持参する資料の作成 目的：訪問時に社会福祉士が外国人に関連した活動 を訪問先に知ってもらい、今後の連携につなげ る

【災害福祉委員会】

2026 年度 重点課題		1. 認証研修の災害支援活動者養成研修の実施
		2. 災害支援活動に向けての学習会の開催
		3. 防災教育や他機関との連携と協働
業 実 施 計 画	1. 定例会の実施	毎月1回概ね第2週で、参加委員が多くなる日程で調整。19:30～21:00開催 参加者：各委員
	2. 学習会の実施	年3回 防災に関する学習会を開催する。または防災に関する施設等の見学会、避難訓練の実施 参加者：当会会員
	3. 災害支援活動者養成研修の実施	年1回2日間 災害支援活動者養成研修を実施し、名簿登録者の増加と質の担保を図る。 受講生：災害支援に関心がある社会福祉士
	4. まちづくり支援機構との連携	毎年7月に行われるシンポジウム実施支援 秋に行われる相談会に相談員を派遣 参加者：委員会委員
	5. 東京都災害福祉広域支援ネットワーク・DWAT 事業協力	ネットワーク連絡会参加。 都が実施する災害時の福祉応援職員派遣登録制度(DWAT)に協力していく。 参加者：委員会委員および DWAT 登録者
	6. 会員・地域社会の防災・減災のために発信していく	地域住民の防災に役立つアイテムを作成することや会報や実践研究大会にて発表することで、会員の防災・減災意識を高めていく。 参加者：会員および都民

【貧困問題研究委員会】

2026 年度 重点課題		1.定例の活動の維持と発展
		2. 委員会の活動を担う人材の発掘
		3. 実践研究大会に向けた研究活動の推進
事業実施計画	1. 委員会活動(定例会の開催)	回数:12 回 対象:貧困問題研究委員会委員(約 30 人) 定例会での勉強会の実施
	2. 公開学習会の実施	回数:1 回 対象:社会福祉士・学生・市民
	3. フィールドワークの実施	回数:1 回以上 場所:東京近郊 対象:社会福祉士・学生・市民

【独立・開業型委員会】

2026 年度 重点課題		1.独立型社会福祉士と開業している社会福祉士の資 質向上
		2.独立型社会福祉士及び開業している社会福祉士 の相互交流
		3.ホームソーシャルワーク実践の支援及び周知等の 活動
事業 実施 計画	1. 定例会・情報交換会	回数:6 回(2 か月に 1 回)参加:委員等 この他随時、ホームソーシャルワーク等部会開催有
	2. 実践報告会 (更新研修)	回数:1 回参加:会員等 日本社会福祉士会の名簿登録更新要件となる研修 を実施
	3.研修・交流会 (カフェテリア)	海外や先進的な活動をされている独立型ソーシャル ワーカーの活動を学び交流する 回数:1～2 回 参加:会員等 この他フィールドワークとして関心のある施設・機関 等への見学・体験等を 1 回程度
	4. ホームソーシャル ワーク研修	回数:1～2 回 参加:会員等 ・契約による支援についての理解促進研修 ・活動の周知広報を関連職種・機関等へ実施 ・必要に応じて修了者の情報提供実施
	5. 調査・研究・発表	・実践報告会(更新研修)等の実践内容を元に実践研 究大会等でのポスター発表等 ・独立・開業している社会福祉士の実態調査等 ・各種学会等における活動発表等

【自殺予防ソーシャルワーク委員会】

2026 年度 重点課題		1.社会福祉士への自殺に関する正しい知識の普及啓発と自殺リスクが疑われるクライアントへの効果的な支援スキルの向上
		2.生きづらさを抱えている人々の権利擁護とエンパワメント
		3.遺族支援、未遂者家族支援、死亡事例検討会、支援者支援、事後対応における組織体制などのポストベンションのあり方の検討
事業実施計画	1. 定例会	回数:12 回(原則毎月;奇数月は役員定例会) 参加:委員 方法:原則オンライン、年数回の対面
	2. オープン研修	回数:1～2回(2026 年秋・2027 年冬頃予定) 参加:オープン
	3. 他県士会・団体交流・共同研修開催等	回数:1～2 回 参加:委員、他県士会・他団体会員等
	4. 調査研究	自殺予防に関わる調査研究実施
	5. 勉強会・事例検討会	回数:1～2回(2026 年秋ほか) 参加:委員(適宜、他委員会委員等を含む)
	6. フィールドワーク	回数:随時 参加:委員

【こども学校包括支援委員会(スクールソーシャルワーク委員会)】

2026 年度 重点課題		1. 委員会運営の安定性の確保と運用の定着
		2. スクールソーシャルワーカー、教育委員会等の連携と支援
		3. 委員活動の充実
事業実施計画	1. 三役会	回数:年 10 回程度(オンライン等) 対象:三役(委員長、副委員長、会計)
	2. 運営検討会	回数:年 5 回程度(オンライン等) 対象:各部会またはチームの活動のある委員およびそれに参加可能な委員 ※三役会に併せて実施
	3. こども家庭・学校に関わるソーシャルワークにおける情報提供および教育委員会バックアップ	回数:三役会に併せて実施(オンライン等)但し、第三者委員や事例検討依頼等の対応は随時 対象:委員会委員及びソーシャルワーカー、教育委員会 (東京会員・他県会員・その他)
	4. 初任者研修	回数:年 1 回(オンライン等) 対象:スクールソーシャルワーカー等 (東京会員・他県会員・その他)
	5. 東京社会福祉士会各委員会との情報交換や学習会	回数:年 2 回(オンライン等) 対象:委員会委員等 学習会内容:(フィンランド等海外の教育制度について)
	6. 他県のソーシャルワーカーとの情報交換や学習会	回数:年 2 回(オンライン等) 対象:ソーシャルワーカー等(東京会員・他県会員・その他)

4. 権利擁護センターぱあとなあ東京

ぱあとなあ東京には、現在 800 名弱の会員が名簿登録しており、成年後見人として活動中である。国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、より地域に密着したチーム支援や意思決定支援を推進すべく、会員一人ひとりが専門職後見人として、各々の実践場面において専門性を発揮することが求められている。民法改正を含む制度の変化に照準をあわせ、職能団体としての役割を果たすため下記の各事業を展開する。

2026 年度 重点課題		1. 地域共生社会実現にむけ、第二期成年後見制度利用促進基本計画で求められている職能団体として地域での役割を強化する。そのために、東京都、東京都社会福祉協議会(以下東社協という)、家庭裁判所等との連携を密にしていく。
		2. 会員相互のつながりをさらに充実させ、新会員の受け入れを含めた組織体制を整える。同時に途切れのない権利擁護活動の実践に向け、辞任交代の仕組みを構築する。
		3. ぱあとなあ東京ウェブシステムの改善を継続し、会員が後見活動及び会務に安心して取り組める環境を提供する。
事業 実施 計画	1. センター会議・運営会議の開催	①センター会議 回数:12 回(月 1 回) ②運営会議 回数:24 回(月 2 回)状況で適宜開催
	2. 担当者的会議・部・連絡会の運営	相談担当者的会議(6 回/年) 研修担当者的会議(12 回/年) サポート部(12 回/年) 法人後見監督部(12 回/年) 未成年後見部 (8回程度/年・案件に応じて適宜開催)
	3. 研修の開催(認証)	①地域共生社会の実現のための制度活用講座(認証) 回数:1 回(4 日間) 対象:社会福祉士会会員、社会福祉士、都民 ②社会福祉士の成年後見制度の基礎(認証) 回数:1 回(4 日間) 対象:社会福祉士会会員、社会福祉士 ①②のファシリテーター向けの研修を開催(独自:3 回)

4. 研修の開催 (独自)	① 名簿登録研修(独自:1回3日間) 対象:東京社会福祉士会会員(予定も含む) ② 継続研修(11回) 年1回以上必須 対象:ぱあとなあ会員、東京社会福祉士会会員 ※内容に応じて東京社会福祉士会会員以外にも周知 ③ 倫理研修(13回) 対象:ぱあとなあ会員 年1回以上必須 ④ 更新研修(1回) ※e-ラーニングを使用 対象:ぱあとなあ会員全員必須 ⑤その他研修(3回) 意思決定支援実践、リーガルサポート合同事例検討会、 四士会研修 対象:ぱあとなあ会員 ②③については広域・ブロック両方で開催
5. ブロックの運営	①受任調整事業:地域の候補者推薦依頼に対し、ブロックの担当者を中心に中核機関等との連携を強化し、適切な候補者推薦をおこなう。 ②スキルアップ事業:定例会や会員研修の企画及び実施、会員への周知を行い、会員の資質向上を目指す。 ③地域連携事業:行政や中核機関等と国の動きを踏まえながら連携を図り、専門職として地域の権利擁護推進に注力する。 ④会員相談事業:新会員へのサポート体制や新人会などのつながりを強化し、会員が気軽に相談できる支援を展開する。 ⑤運営と連携し適切な予算執行を行う。
6. 会員支援	①電話・メール等相談(広域相談・ブロック) ②初任者面談、サポーター同行(ブロック) ③受任後1年間後見事務サポート事業(ブロック) ④会員同士の積極的な交流を実施(ブロック) ⑤SD ミーティング(サポート部) ⑥SV 事例検討会 ⑦法人後見監督人としての会員支援 ⑧未成年後見部としての会員支援 ⑨会員支援ガイドラインの整備と運用
7. 都民の権利擁護に関すること	①25周年事業として都民向け講演会開催 (運営会議主催、2025年度からの継続事業) ②一般相談で後見制度に関すること、会員への意見要望などを受け付ける(広域相談) ③東京都、東社協と連携し島しょ地区に関する情報共有や専門職団体として関わりを持つ

8. 部ごとの研修	①相談担当者等を対象とした研修 （外部講師研修 1 回、会員講師研修 1 回） （相談担当者会議） ②成年後見監督に関する研修（法人後見監督） ③未成年後見人フォローアップ研修（未成年後見部）
9. IT 化の推進 会計・システム	ばあとなあ東京ウェブシステムを活用し以下のことを行う ①会員のためのマイページ運用改善 ②活動報告書の管理、確認業務の改善 ③コーディネートシステムの活用 ④掲示板の効果的活用にむけ、会員への周知を図り運用を推進する ⑤研修に関する新たなシステムの周知を図り、運用を推進する ⑥事務局業務の効率化
10. 地域連携ネットワークに関する こと	①家庭裁判所、三士会、四士連絡協議会、東京都・東社協などとの協議への参加 ②地域の検討委員会や協議会等への会員派遣 ③ブロックにおける地域連携ネットワーク構築の状況、中核機関や自治体との連携に関する情報を会員へ発信する（地域連携担当者による広報活動）
11. 健全な運営	① 事務局・東京社会福祉士会会計担当と共有しながら毎月の予算執行を把握 ② 会費を含めた事業運営の在り方についての検討（継続）

5. ソーシャルワーク協働事業センター

地域社会の福祉に貢献する事業を自治体等から受託し、職能団体として専門的な事業運営を展開することを通じて、都民の福祉に寄与することを目的としている。地域のニーズや期待される役割を認識し、専門職として責任あるソーシャルワーク実践を展開していく。

2026 年度 重点課題		1.委託元と連携し信頼される事業体制の強化
		2.相談支援力強化による利用者からの信頼向上
		3. 安定した事業運営に向けた人員整備
事業実施計画	1. 新宿区 拠点相談事業 (相談所とまりぎ)	(1)新宿区内の公園や路上等で起居するホームレス状態にある生活困窮者に対し、路上生活からの脱却に対する相談支援を行う。 (2)衣類、乾パン等の提供及び健康・衛生面からシャワーと洗濯機利用の機会を提供する (3)新宿区からの要請を受け、東京都等と連携し巡回相談を実施する。 (4)各関係団体との情報共有及び連携の強化により健全な地域づくりに貢献する。 (5)必要に応じて医療機関や宿泊施設の同行を行う。(救急搬送も含む) (6)路上生活を脱した利用者が再度路上生活に戻らないようにアフターフォローを行う。 (7)相談援助における職員の業務知識向上のため、積極的な研修会等の参加を目指す。
	2. 新宿区自立 相談支援事業	(1)自立相談支援事業 (2)住居確保給付金事業 (3)就労支援事業 (4)家計改善支援事業 (5)被保護世帯家計改善支援事業 ◇丁寧なインテーク・アセスメントを行い、必要に応じて支援計画を策定し、包括的・継続的な相談支援を実施する。 ◇定期的に支援の振り返りを行い、課題を整理しながら各事業において、寄り添い型・併走型の支援を提供する。 ◇新宿就職サポートナビ、新宿ジョブサポート、その他就労支援機関と連携して相談者の早期就職に向けた支援を行う。 ◇関係機関との情報共有を行い、切れ目のない支援を提供する中で、地域のサポートネットワークの充実を図る。

	◇相談支援員のスキル向上のため、各種研修に参加する機会を確保し、事例研究、スーパービジョンを定期的実施する。 ◇住まい相談支援員の要件に必要な研修を相談員が順次受講できるように調整する。
3. 新宿区ひきこもり相談支援事業	(1)ひきこもり相談支援業務 ◇ひきこもりの相談者および家族に対し、安心して生活できるよう支援の調整を行う。 ◇関係機関との情報共有を通じて、支援の充実を図る。 ◇自立相談支援機関と相互に連携を取り、一体的な支援を行う。 ◇相談支援員のスキル向上のため、各種研修に参加する機会を確保し、事例研究、スーパービジョンを定期的実施する。
4. 狛江市自立相談支援事業（こま YELL）	(1)自立相談支援事業 (2)住居確保給付金事業 (3)就労支援事業 (4)就労準備支援事業 (5)家計改善支援事業 (6)子どもの学習・生活支援事業 上記各事業に対し、早期に関係機関との情報共有を行い、アウトリーチを含む支援の強化を図る。 ◇相談力の更なる向上に向けて、事例検討会を実施する。 ・開催目標：1回以上/月 ◇課題の整理を行い、支援をコーディネートするためのプラン作成に積極的に取り組む。
5. 特別区社会福祉事業団包括的施設支援事業	(1)緊急連絡先支援業務 ◇厚生関係施設退所者で身寄りがない方へ、アパートの緊急連絡先を提供する。 (2)訪問モニタリング ◇利用者が安心・安全に地域生活を送れるよう見守り支援を行う。 ◇必要に応じて社会資源の紹介等を行う。 (3)電話相談モニタリング ◇高齢者や持病のある方など、孤立しがちな利用者へのサポートを手厚く行う。 (4)その他 ◇相談員の専門性向上のため、定期的な研修とスーパービジョンを実施する。

	6. 福島県復興 支援員復興業務	東日本大震災により、福島県から東京へ避難した方々への戸別訪問や電話により、現況を把握し、自治体や民間団体と連携しながら、地域の中で安心して暮らせるように支援を行う。また、当会の専門性を生かし他県や避難元市町村の復興支援員との連携及びサポートを行う。
--	-----------------------------	---

6. 事業推進センター

事業推進センターは、東京における社会福祉の発展と改革に寄与する活動を担っている。福祉サービス第三者評価事業部は、福祉専門職としての視点から第三者評価を行い、事業所が提供する福祉サービスの更なる質の向上を目指して、共に考える姿勢で評価を実施している。また、本会の収益事業として位置づくものである。八王子市高齢者虐待防止研修事業部は、2025年度に八王子市から受託した新しい事業であり、実質的に地区会が事業全般の運営を担っている。地区会活動の新たな可能性を秘めている事業としても注目される。

なお、養成支援事業部は活動休止中となっている。

【福祉サービス第三者評価事業部】

2026 年度 重点課題		1. 質の高い評価を行う
		2. 運営部会の充実、コーディネーターの育成
		3. 評価件数の確保及び新しい分野の開拓を行う
事業 実施 計画	1. 評価事業の実施	評価件数:20事業所 評価分野:障害・高齢・社会的養護・生活保護等 生活保護施設等の新規開拓
	2. 運営会議の開催	回数:年3回 参加者:運営部員
	3. コーディネーター 会議の開催	回数:年3回 参加者:コーディネーター
	4. 評価者への周知と スキルアップ	評価者会議 回数:年1回 内部研修 回数:年1回 対象:評価者全員(オンラインにて実施予定)
	5. コーディネーターの 育成	コーディネーター:5人 OJTを通して育成を行う
	6. より良い評価プロセ スの追求	評価の実践を通してより良い方法を試行し、必要に応 じて当評価機関の方法として周知する
	7. 評価者への情報提 供	評価者メーリングリストを活用して情報提供を行う
	8. 事務処理体制の 整備・強化	機構や評価対象事業所への書類送付や連絡調整につ いて確実に処理できる体制の確立

【八王子市高齢者虐待防止研修事業部】

2026 年度 重点課題		1.八王子市の高齢者に関する権利擁護・虐待防止 介護施設等従事者・地域包括支援センター職員の 資質向上
		2.本会と地区会の協働による連携強化
		3.本会の知名度向上、社会福祉士の地位向上
事業実施計画	1. 介護施設等従事者 向け研修	介護施設等従事者(通所系・入所系・訪問系・ケアマ ネジャー)を対象とした研修を行う。総論及び各論(4 種類)で構成
	2. 地域包括支援センタ ー職員向け研修	地域包括支援センター職員を対象とした研修を行う。 基礎編(オンライン)及び応用編(集合型)で構成
	3. 市民向け研修	広く八王子市民を対象とした、高齢者の権利擁護に 関する研修を行う。オンライン及び講演会を予定
	4. 八王子市との 打ち合わせ	研修開催前に2回、打ち合わせを行う。
	5. 研修スタッフの打ち 合わせ	適宜、Zoom 会議を行う。 メールのやり取りで連絡を取り合う。

7. 地区支援センター

地区支援センターは、都内各地区社会福祉士会と本会が相互に連携・協働し、倫理綱領および行動規範に基づく活動の推進と、安定的な地区会運営の基盤整備を進める。また、各地区社会福祉士会においては、情報共有や相互交流を通じて組織力の向上を図るとともに、行政機関との協働による地域課題への対応を強化し、地域に根差した実践の充実と会員基盤の拡大を目指していく。

2026 年度 重点課題		1.地区会が倫理綱領・行動規範に基づく活動を展開できるよう支援する。
		2.総会運営や会計事務など地区会事務の安定運営のため、平準化・標準化を図る。
		3.各地区会が属する地域の行政機関と協働し、地域課題に対応する体制の構築・展開を支援する。
事業実施計画	1. 地区活動助成金の支給	各地区会に対し、助成規程に基づき、前年度末日時点の会員数に応じて算出される額を上限として、申請の受付・審査・支給を行う。
	2. 全体会議の開催	地区会運営上の課題や改善点の共有、本会との情報交換及び連携を目的として、年2回(予定)全体会議(Web又は対面)を開催する。 参加地区会数:38地区会
	3. 地区ブロック長会の開催	各ブロック間の情報交換・共有・連携及び全体会議の議題の企画調整等を目的として、年2回(予定)会議(Web)を開催する。 参加ブロック:6ブロック
	4. 地区会への倫理綱領・行動規範の周知と地区活動支援	今年度も各地区会が独自に企画・運営する「倫理綱領・行動規範研修」への支援・バックアップを行うとともに、地域を基盤として活動する地区会会員の地区活動を支援する。
	5. 各種研修・本会イベントへの地区会参画と会員基盤の拡大	各種研修や本会のイベントにおける実行委員やスタッフへの地区会からの参画を促進し、社会福祉士の認知度向上と、地区会を基盤とした会員の増強・拡大を図る。
	6. 各地区会と地域行政機関の協調・協働体制の構築・展開支援	各地区会が地域の行政機関からの事業等を受託できるよう、本会が契約を締結し、地区会会員が受託事業を実施するスキームの構築・展開に向け、本会の他センターや委員会と連携して支援する。また、地域のニーズに対応した地区会活動のバックアップを行う。

8. 災害支援対策部

2026年度の災害支援対策部は、昨年度までに整理してきた組織体制のもと、その機能をより「実効性のあるもの」へと深化させることを最優先課題に掲げた。災害の激甚化・頻発化が予測される中、ガイドラインの再整理、発災時の本会（職能団体として）の役割整理と体制整備に一層、尽力していきたいと考える。会員一人ひとりが「災害支援の担い手」であることの意識化に加え、社会福祉士会が組織として、災害時にどんな支援ができるのか、平時の備えをどうしていくのかを基軸に、策定したBCPの内容周知や継続的なブラッシュアップにも努めていきたい。

2026年度 重点課題		1.発災時における行動指針・対応体制の明確化と標準化 2.災害復旧段階における業務再開・支援体制の検討 3.発災時・復旧時に必要となる対外支援体制及び連携体制の構築
事業実施計画	1. ガイドラインの再整理及び規定等の体系整理	・現行のガイドラインの内容の再整理する。 ・必要に応じて新規規程の制定の必要性を検討し、規定等の体系を整理する。 ・BCP（事業継続計画）記載内容と各規定の整合性の確認及び現実的な運用の検討する。
	2. 災害対応体制の整備及びBCPとの整合性の確保	・BCPに基づく安否確認訓練や初動対応訓練等、実効性のある訓練を実施する。 ・発災時に備えた関係機関との連携体制の具体的手順（連絡体制・役割分担）を明文化する。 ・BCP記載内容と現状の体制との差異を確認し、無理のない現実的な備えを検討・実施する。
	3. 関連機関との連携強化	・他県士会との連携を深めるため、関東甲信越ブロック会議を開催し、情報共有及び広域連携の検討を行う。 ・災害復興まちづくり支援機構に参画し、人的・専門的支援の連携体制の確保につなげる。 ・東京都・区市町村・東京都社会福祉協議会・区市町村社会福祉協議会、東社協施設部会、福祉専門職職能団体で構成される東京都災害福祉広域支援ネットワークへの参画を通じ、平常時からの情報共有及び連携を図るとともに、東京都災害派遣福祉チーム（東京DWA T）における人材確保・派遣調整等への協力を行う。

9. 広報推進本部

広報推進本部は、Web サイトや広報誌、LINE 公式アカウント等を活用し、迅速かつ分かりやすい情報提供と会員相互のつながりを促進するとともに、入会促進につながる魅力あるコンテンツの発信と会員満足度の向上を図り、組織基盤の強化を目指していく。また、本会の活動や社会福祉士の役割を広く発信するため、デジタル技術の活用による広報機能の強化と、多様な媒体を通じた情報発信の充実を進める。

2026 年度 重点課題		1.LINE 公式アカウント等の活用による広報のデジタル化推進の検討
		2.Web サイトの充実(トップページからの導線の強化及び映像コンテンツを含めた多様な情報発信)
		3.入会促進につながるコンテンツの強化及び会員活動の支援、会員の満足度を上げる広報の検討
事業 実施 計画	1. 広報誌の発行	(1)年6回(偶数月)の広報紙(ニュース)を発行する。 (2)広報誌の電子配信への移行を進める。
	2. Web サイトを活用した多様な情報発信	(1)本会活動に係る告知の発信。 (2)本会及び会員からの情報の発信、相互連携による広報活動。 (3)各センター・委員会・地区会等の活動・講演会・研修会等を映像コンテンツで配信する際のバックアップ。
	3. LINE 公式アカウント等の活用の検討	「イベント案内専用チャンネル」として、LINE 公式アカウント等の活用を検討する。
	4. Web サイトの適正な運用(維持・管理)	(1)情報更新及びページ構成の適切な維持 ①活動等の情報、研修案内等の最新性を確保する。 ②閲覧者・会員の利便性向上を図るための必要な改善の検討 (2)通信障害等への対応体制の維持 ①災害・サーバ障害発生時の復旧に関する体制維持と委託先との連携

10. 入会促進本部

2025 年に新設した入会促進本部は、国が目指す地域共生社会実現においてソーシャルワーク機能の発揮が不可欠と言われる昨今の動向を見据え、国家資格のソーシャルワーク専門職の職能団体としての使命を果たすため、本会の重点課題の1つである「組織率の向上」を目指し、入会促進及び退会抑制の活動を展開する。

2026 年度 重点課題		1. 資格取得を目指す学生や多様な分野で活動する有資格者に向けた入会促進活動をおこない、組織率の向上を目指す
		2. 入会後の活動参加支援のため、委員会や研修などの会の活動の周知をおこない、会に所属する意義を実感できるようにする
		3. 各部門・他の職能団体等との連携をおこない、会全体の活性化の促進を図る。
事業実施計画	1. 運営活動	(1)入会促進本部会議の開催(月1回 必要に応じて臨時開催もあり) (2)運営状況により、作業部会を設置
	2. 入会促進活動	新たな会員を獲得するための入会促進活動を企画し、実施する
	3. 各部門との連携	各部門と連携を図り、活動を把握し会の魅力周知に生かす
	4. 広報活動	学校での PR 活動、既存会員に向けた会の活動周知、イベント開催などの広報活動を実施する
	5. 情報収集	他の職能団体等の活動について情報収集をおこない、入会促進の周知や広報活動に生かす

11. 事務局

会員数の増加に伴い、事務局として担うべき役割も大きくなっていることから、更なる業務のデジタル化・効率化が求められている。2025 年度に引き続き、業務の可視化・事務局内での情報共有を進めるとともに、様々な課題にも迅速かつ的確に対応できる体制作りに取り組んでいく。

2026 年度 重点課題		1. 業務の棚卸と標準化
		2. 職員の定着
		3. 業務の効率化
事業 実施 計画	1. 業務の棚卸	業務の可視化及び最低限の共有を行う。 特に、属人化している業務に関しては、マニュアル作成などで内容を明確化する。
	2. 提携業務のデジタル化	2025 年度に引き続き、勤怠システム・会計関連システムの有効活用を行う。
	3. 担当業務の見直し	業務の外製化や、デジタル化により効率化された部分の業務に咲いていたリソースの再配分を検討する。
	4. 職員の定着	1)事務局内で、問題点を積極的に話し合うことにより、働きやすい環境を作る(主に、事務局ミーティング実施内容の見直し) 2)研修参加などにより、自己研鑽の機会を作る